



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

平成 26 年 10 月号

《 所長便り 》

もうすぐ、春日井まつりですね。

私が所属する春日井商工会議所青年部では、いつも春日井まつりにてパルク de キッズランドを開催しています。

職業体験を通じて、子供達に夢を与え、そして楽しんでもらう。

今回、建設業関係の人たちが集まって、子供達と一緒に家を作っていくブースがあります。

昨年までに比べてかなり本格的！

クロス張ったり、タイル張ったり、畳作ったり、塗装したりと、大人でも楽しめそうです。

そして1日かけて形になることを想像すると、凄いことになりそうです。

私は何やるの？税理士業なので、ちょっと子供向きの体験を作るのが難しく、結果、職業体験をした後の給料で遊べるアミューズメントエリアの担当です。

バルーンアートを少しやるんですが、これは、これでかなり面白い。

どうせなら、面白いものを沢山作れるといいな。ということで、アンパンマンを作ってみました。

最初に気付いたのが、肌色の風船がない。

しょうがなく、橙色の風船でアンパンマンを作ったら、これは、



カレーパンマンかっ！？

ということで、何者かわからないものが出来上がりました (><)

10月18日(土)午前と19日(日)はパルク de キッズランドにいると思いますので、皆様、お子様連れでぜひ遊びに来てください。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町 4-170 パークサイドハイツ 1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

《 経営情報 》 文責：福谷

今回は、グリーン投資減税についてお話しします。グリーン投資減税は太陽光発電など再生可能エネルギーの普及を推進するために設けられた税制の優遇措置策であり、取得価額の全額を経費として計上できるなど節税対策としては大変有効な制度です。

しかし、太陽光発電を設置すれば誰でもグリーン投資減税を適用できるわけではなく、特に個人事業者の方は注意が必要です。以下、個人事業の場合で具体例を挙げておきますのでご参考ください。

●余剰売電

適用できるケース

- ・ 自宅兼店舗に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入

適用できないケース

- ・ 自宅に設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入
- ・ 賃貸アパートに設置した太陽光発電設備による余剰電力の売却収入

●全量売電

適用できるケース

- ・ 電気主任技術者の選任を行っている場合(出力量 50kW以上の場合)
- ・ 出力量 50kW未満の場合であっても、次のような一定の管理を行っているとき
 - ① 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲にフェンス等を設置しているとき
 - ② 土地の上に設備を設置した場合で当該設備の周囲の除草や当該設備に係る除雪等を行っているとき
 - ③ 建物の上に設備を設置した場合で当該設備に係る除雪等を行っているとき
 - ④ 賃借した建物や土地の上に設備を設置したとき

適用できないケース

- ・ 自己の建物の上に設備を設置した場合で特段の管理を行っていないとき

《 今月の税務 》

- ・ 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉
申告期限…10月31日
- ・ 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…10月31日
- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第3期分) 納付期限…10月31日
- ・ 所得税の予定納税額の減額申請 申請期限…11月17日

《 行楽日記 》 文責：笹

すっかり秋めいて、過ごしやすくなりましたね。

勉強の秋、食欲の秋、そしてスポーツの秋ということで、来たる11月16日、木曾三川公園で行われるマラソン大会に、三上税理士法人のメンバーで参加することになりました。

三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info

この大会は、42.195km をチームのメンバーで分担して走るリレーマラソンという形式が取られる為、1 チームの人数が多いほど一人あたりの走行距離は少なくなります。

三上税理士法人チームは、三上、福谷、笹、原田の4名。

一人10km程走ることになります。

最近すっかり運動不足だった私は、これは本腰入れて練習せねば！と焦り、しばらくサボっていたジョギングを再開しました。

最終的には1km5分のペースで走れるようになるのを目標に練習しています。

最近、仕事後に庄内川に沿って夕陽を見ながら走っています。

もし道端でジョギング中にお会いした時は、気軽に声をかけて頂けると嬉しいです！

ジョギングは足腰だけでなく、心肺機能も鍛えられます。

そしてこれは持論ですが、色々考え事や悩み事がある時も、走っているといつの間にかストンと結論が出て気持ちがスッキリとするので、日々頭を悩まされがちな経営者の皆様には、特にお勧めです！

ジョギングが趣味だという方がいましたら、是非一緒に走りましょう。

大会への参加のお誘いも、お待ちしております♪



三上税理士法人

〒486-0945 愛知県春日井市勝川町4-170 パークサイドハイツ1階

TEL 0568-36-2022 FAX 0568-36-2039

MAIL mikami@taxer.info